

役員報酬規程

(目的)

第 1 条 この規程は公益社団法人建設荷役車両安全技術協会（以下「協会」という。）定款第 28 条第 1 項の規定に基づき、役員報酬に関する事項について定めることを目的とする。

(報酬の種類)

第 2 条 役員は、常勤の役員（以下「常勤役員」という。）については、本俸、地域手当、通勤手当及び期末特別手当とし、非常勤の役員については、非常勤役員手当とする。

2 協会の業務について生じた実費の弁償は、報酬には含まれない。

(給与の支払日)

第 3 条 常勤役員は、報酬（期末特別手当を除く。）の支給日は毎月 16 日とする。

ただし、その日が休日に当たるときは 15 日（その日が休日に当たるときは 17 日）とする。

2 常勤役員は、報酬は前項の支給日において、当月 1 日から月末までの本俸、地域手当及び通勤手当を支給する。

(日割計算)

第 4 条 新たに常勤役員となったものには、その日から報酬を支給する。

2 常勤役員が離職し、又は死亡したときは、その日までの報酬を支給する。

3 前 2 項で支給する場合であって、月の初日から支給するとき以外のとき、又はその期日の末日まで支給するとき以外のときは、その報酬の額は、その月の現日数から勤務を要しない日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りで計算する。

(常勤役員報酬月額)

第 5 条 常勤役員の本俸の月額は、別に定める。

(地域手当の月額)

第 6 条 常勤役員は、地域手当の月額は、本俸に 100 分の 14.5 を乗じて得た額とする。

(通勤手当)

第 7 条 常勤役員が通勤のため交通機関を利用した場合には、当該役員に通勤手当を支給する。

2 通勤手当の支給額及び支給方法については、職員給与規程第13 条の規定を準用する。

(期末特別手当)

第 8 条 期末特別手当は、6 月1 日及び12 月1 日（以下これらの日を「基準日」という。）に在職する常勤役員並びに基準日前1 月以内に退職をした常勤役員に支給する。

2 期末特別手当の支給日は、6 月15 日及び12 月5 日とする。ただし、その日が休日に当たるときは、その前日（その日が休日に当たるときは、本来の支給日の直後の日）とする。

3 期末特別手当の支給額は、基準日現在（退職をした役員は、退職をした日）において受けるべき本俸月額並びにこれに対する地域手当の月額の合計額と、当該合計額に100 分の20 を乗じて得た額と、本俸月額に100 分の25 を乗じて得た額を合計した額に100 分の145を乗じて得た額に、基準日前6 月以内の期間におけるその者の在職期間に応じて次の各号に掲げる割合を乗じて得た額とする。

(1) 在職期間が 6 月の場合 100 分の100

(2) 在職期間が 5 月以上6 月未満の場合 100 分の 80

(3) 在職期間が 3 月以上 5 月未満の場合 100 分の 60

(4) 在職期間が 3 月未満の場合 100 分の 30

(常勤役員の退職慰労金)

第 9 条 退職慰労金は、常勤役員が、退任又は在任中に死亡した場合に支給する。

2 退職慰労金は、別に定める額とする。ただし、故意又は重大な過失により協会の名誉もしくは、信用を傷つけ、又は経済的損害を与えた場合は、退職慰労金を減額することができる。

(非常勤役員手当)

第 10 条 非常勤役員手当及び支給日は、別にこれを定める

(実施に関して必要な事項)

第 1 1 条 この規程の実施に関し、必要な事項は、別にこれを定める。

附則

- 1 この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律および公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める公益社団法人の設立の登記の日（平成 24 年 4 月 1 日）から施行する。

常勤役員の役員給の月額について定める件

役員報酬規程第2条第1項の規定に基づき定めた常勤役員の本俸月額は、次の額を超えないものとする。

常務理事（（兼）事務局長）	697,600円
常務理事	630,900円

附則

- 1 この件は、公益社団法人建設荷役車両安全技術協会の一般社団法人及び一般財団法人に関する法律および公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益社団法人の設立の登記の日（平成24年4月1日）から施行する。

役員退職慰労金規程

(目的)

第1条 役員報酬規程第9条の規定に基づく役員退職慰労金は、この規程の定めるところによるものとする。

(退職金の額)

第2条 常勤役員に対する退職金は、在職期間1月につきその者の退職及び死亡時における本俸の月額に100分の12.5を乗じて得た額とする。

(在任期間の計算)

第3条 前項の規定において、各在職期間の月数の計算については、それぞれ暦に従って計算するものとし、端数を生じたときは1月と計算するものとする。ただし、各在職期間の月数の合計が、本条の規定により計算した各在職期間の月数を超えるときは、端数の少ない在職期間の月数から1月を減ずるものとし、この場合において端数が等しいときには後の在職期間の月数から1月を減ずるものとする。

附則

- 1 この規程は、公益社団法人建設荷役車両安全技術協会の一般社団法人及び一般財団法人に関する法律および公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益社団法人の設立の登記の日（平成24年4月1日）から施行する。
- 2 この規定の改正部分は、平成23年10月1日から適用する。
- 3 平成23年10月1日の前日から在職する役員が同日における役職と同一の役職の役員として同日以降引き続き在職した後に退職した場合における退職金の額は、第2条の規定にかかわらず次の各号に掲げる役員の任命の日に応じ当該各号に定める額とする。

(1) 役員の任命の日が平成22年5月31日以前

平成22年5月31日における任命の日から平成22年5月31日までの報酬年額に任命の日から平成22年5月31日までの在職期間1年につき100分の20を乗じて得た額、平成23年9月30日における平成22年6月1日から平成23年9月30日までの在職期間1年につき100分の12.5を乗じて得た額及び当該退職の日における報酬月額に平成23年10月1日から退職の日までの在職期間1月につき100分の12.5を乗じて得た額の合計額

- (2) 役員の任命の日が平成 23 年 6 月 1 日以降平成 23 年 9 月 30 日以前
平成 23 年 9 月 30 日における平成 22 年 6 月 1 日から平成 23 年 9 月
30 日までの在職期間 1 年につき 100 分の 12.5 を乗じて得た額及び当該
退職の日における報酬月額に平成 23 年 10 月 1 日から退職の日までの
在職期間 1 月につき 100 分の 12.5 を乗じて得た額の合計額
- (3) 在任期間の計算については、1 年に満たない場合は、月計算による
こととし、1 月に満たない端数を生じたときは 1 月と計算するものとする。

非常勤役員手当等を定める件

役員報酬規程第10条の規定に基づき定めた非常勤役員手当等は次のとおりとする。

- 1 非常勤役員手当の対象者
会長
- 2 手当の額
勤務実態に応じ、月額20万円を超えない額とする。
- 3 通勤手当
通勤に要する交通費の実費
- 4 支払い日
1及び2の支給日は、役員報酬規程第3条を準用する。

附則

- 1 この規程は、公益社団法人建設荷役車両安全技術協会の一般社団法人及び一般財団法人に関する法律および公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益社団法人の設立の登記の日（平成24年4月1日）から施行する。